

地域包括支援センターの 概要について

平成30年度第1回
平塚市地域包括支援センター運営協議会

1 地域包括支援センター

(高齢者よろず相談センター)

【担当課：地域包括ケア推進課(介護予防担当)】

地域包括支援センターとは、地域の高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした市が委託した機関です。

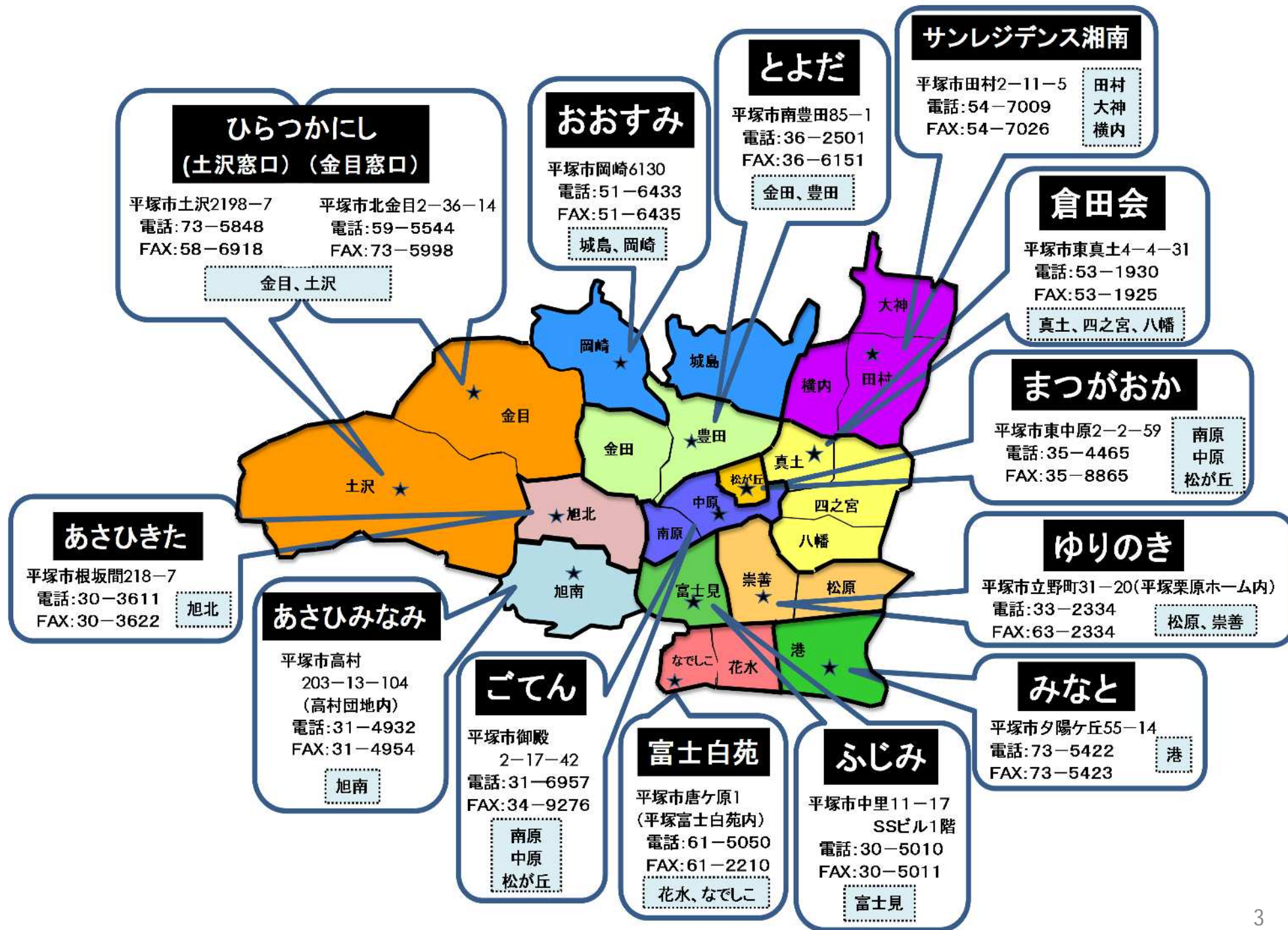
平成29年度より、市内の各日常生活圏域()13か所にセンターを設置しています。

センターの増設

平成18～27年度	8か所
平成28年度	10か所
平成29年度～	13か所

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域の中で継続して生活できるよう、相談やサービスの利用が地域内で完結することを目指した圏域

2 高齢者よろず相談センター設置場所



3 高齢者よろず相談センターの職員

職員

保健師 (または経験豊富な看護師)

保健、介護予防等の知識を有する専門職です。

社会福祉士

幅広く福祉全般の知識を有する専門職です。

主任介護支援専門員

(リーダー的なケアマネジャー)

豊富な介護関係の知識を有する専門職です。

認知症地域支援推進員

認知症の人やその家族を支援します。

認知症地域支援推進員は保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーが兼務している場合もあります。

4 高齢者よろず相談センターの主な事業

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

(2) 総合相談支援事業

(3) 権利擁護事業

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

4 高齢者よろず相談センターの主な事業

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

高齢者の方々が、自立して生活できるように、生活の仕方やサービスの利用などについて助言・紹介するなど、それぞれの状態像に合った健康づくりや介護予防のお手伝いをしています。

(2) 総合相談支援事業

高齢者本人、ご家族、地域の方々からの相談や悩みにお応えし、情報の提供やサービスの紹介をします。

(介護保険だけでなく、さまざまな制度や地域資源を利用した総合的な支援を行います。)

4 高齢者よろず相談センターの主な事業

(3) 権利擁護事業

安心して日常生活を送れるよう、高齢者の方々の権利を守る取り組みを行います。

高齢者の人権や財産を守る権利擁護や虐待防止の拠点として、成年後見制度の活用や虐待の早期発見・防止を進めています。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者の方々が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域のケアマネジャーへの指導・支援など、地域のさまざまな機関・専門家と連携・協力できる体制づくり(ネットワークづくり)に取り組みます。

5 地域包括支援センター運営協議会の役割

地域包括支援センターの設置主体である市は、介護保険サービスの関係者、利用者、被保険者や地域サービスの関係団体など、様々な関係者から成る「地域包括支援センター運営協議会」を設置し、センターの円滑かつ適正な運営の確保に努めています。

運営協議会においては、センターにおける各業務の評価等を行うことで、センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を図るとともに、人材確保支援や地域資源のネットワーク化などにより、関係者による意見交換や情報交換の場として幅広く活用されることが求められています。

協議会の所掌事項

- (1) 地域包括支援センターの設置等に関する事項
- (2) 地域包括支援センターの運営に関する事項
- (3) 地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の形成その他の地域包括ケアに関する事項
- (4) 地域包括支援センターの職員の確保に関する事項
- (5) 高齢者保健福祉計画の策定及び見直しに関する事項
- (6) その他地域包括支援センターの運営について必要と認められる事項

別添「平塚市地域包括支援センター運営協議会運営要綱」第2条